

南部町住まいの相談に関する連携協定

鳥取県南部町（以下「甲」という。）、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構（以下「丙」という。）は以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が連携・協力し、南部町住まいに関する相談窓口を開設することによって、未来に向かって町民が輝ける安全安心な住環境づくりを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携し協力するものとする。

- (1) 耐震化診断・設計・施工等住まいの安全・安心に関する事項
- (2) 住宅用省エネ設備等住まいの脱炭素に関する事項
- (3) 新築・多世代同居・空き家等住まいの利活用に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（協定の変更及び解除）

第3条 本協定の内容の変更又は解除については、甲、乙又は丙のいずれかの申し出に基づき、3者で協議し、合意の上行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の遂行において知り得た内容について、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に開示し、または漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず事前に相談者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかからも終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

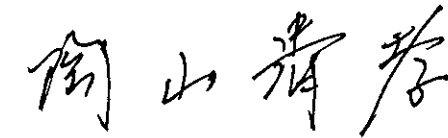
第6条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合については、3者で協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月22日

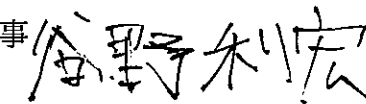
甲 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町

町長



乙 東京都中央区八丁堀2丁目19番8号日宝八丁堀ビル3F
一般社団法人 全国住宅産業地域活性化協議会

会長代理 理事



丙 鳥取県西伯郡南部町浅井938番地
特定非営利活動法人 なんぶ里山デザイン機構

理事長

